

しんきん証券取引約款集 新旧対照表 (2022年9月1日現在)

新	旧
目次	目次
当社の勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	当社の勧誘方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明・・ 3	金融サービスの提供に関する法律に係る重要事項のご説明・・ 3
最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	最良執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・・・・・・・・・・ 6	個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）・・・・・・・・・・ 6
無登録格付に関する説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	無登録格付に関する説明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
お客様との取引に関する約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10	お客様との取引に関する約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16	保護預り約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20	振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
一般債振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23	一般債振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
投資信託受益権振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・ 27	投資信託受益権振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31	株式等振替決済口座管理約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
外国証券取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>44</u>	外国証券取引口座約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>43</u>

新	旧
【株式等振替決済口座管理約款】	【株式等振替決済口座管理約款】
(略)	(同左)
(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)	(発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)
第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。	第8条 当社は、お客様が、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。	2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権については、 <u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知もしくは総受益者通知</u> （以下第26条において「 <u>総株主通知等</u> 」といいます。）または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。
<u>① 総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知</u> （以下第26条において「 <u>総株主通知等</u> 」といいます。）	(新設)
<u>② 個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知</u>	(新設)
<u>③ 株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求</u> （第22条第2項に規定する書面交付請求をいいます。）	(新設)
(略)	(同左)
(個別株主通知等の取扱い)	(個別株主通知の取扱い)
第22条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。	第22条 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。
2 お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託および投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。	(新設)
3 前2項の場合は、所定の手続料をいただくことがあります。	(同左)
(略)	(同左)